百六十七	他に分類されないじゅう器小売業
百六十八	ドラッグストア
百六十九	医薬品小売業（調剤薬局を除く）
百七十	肥料・飼料小売業
百七十一	ガソリンスタンド
百七十二	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く）
百七十三	紙・文房具小売業
百七十四	楽器小売業
百七十五	写真機・写真材料小売業
百七十六	たばこ・喫煙具専門小売業
百七十七	他に分類されないその他の小売業
百七十八	スポーツ・娯楽用品賃貸業
百七十九	音楽・映像記録物賃貸業（別掲を除く）
百八十	他に分類されない物品賃貸業
百八十一	結婚相談業，結婚式場紹介業
百八十二	遊漁船業
百八十三	カラオケボックス業
百八十四	音楽教授業
百八十五	他に分類されない教育，学習支援業
百八十六	その他の療術業
百八十七	し尿処分業
百八十八	浄化槽清掃業
百八十九	ごみ処分業
百九十	産業廃棄物収集運搬業
百九十一	産業廃棄物処分業
百九十二	特別管理産業廃棄物処分業
百九十三	自動車１般整備業
百九十四	その他の自動車整備業
百九十五	履物修理業
百九十六	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業，取立業（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。）を除く。）

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　日本標準産業分類（平成二十一年総務省告示第百七十五号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。以下「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号に規定するものについては、一般大衆向けに主として食事の提供を行うもの（歓楽的雰囲気を伴うものを除く。）に限る。

三　適正化法第二条第一項第七号及び第八号（ゲームセンター（スロットマシン場を除く。）を除く。）、第六項から第十項までに規定する営業を除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

附　則

平成二十五年経済産業省告示第二百十号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件）及び平成二十五年経済産業省告示第二百十一号（中小企業信用保険法第二条第五項第五号の規定に基づく同号の業種を指定する件）は、平成二十六年三月二日限り、廃止する。

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２５年（フ）第４１１号

静岡県熱海市中央町19番14号　コルト山田ビル402、前住所静岡県熱海市桃山町17番11号　芥川ビル302

債務者　草嶋　利昌

1　決定年月日時　平成26年２月12日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　土屋賢太郎

4　破産債権の届出期間　平成26年３月12日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月11日午後１時30分

6　免責意見申述期間　平成26年４月10日まで

静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２５年（フ）第６３８号

川崎市幸区小倉３丁目24番59―104号　新堀ビル、前住所川崎市幸区小向西町４丁目97番地１　ユナイトステージ鹿島田ジュリエット116

債務者　倉持　英明

1　決定年月日時　平成26年２月13日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　床呂　東子

4　破産債権の届出期間　平成26年３月13日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月17日午前10時30分

6　免責意見申述期間　平成26年４月16日まで

横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第４４号

栃木県小山市南乙女２丁目７番地15

債務者　山中　太

1　決定年月日時　平成26年２月12日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　菊池　昭吾

4　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年４月18日午後２時

6　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで

宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係